

被災地区復興支援賑わい創出事業補助金交付要綱

令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震により被害を受けた地区の賑わい創出に資する取組みを行う者に対し被災地区復興支援賑わい創出事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地区 高岡市内で令和6年能登半島地震により商店街等が被害を受けた地区をいう。
- (2) 商店会 商店街の活性化のために商業・サービス業・飲食業等の事業者が中心となり設置された団体をいう。
- (3) 商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所をいう。
- (4) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会をいう。
- (5) 任意団体 被災地区において店舗を営む者を含む5者以上の構成員で組織された団体をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に定める団体とする。

- (1) 商店会又は複数の商店会で構成する団体（主たる活動を被災地区内で行う団体に限る。）
- (2) 商店会の活動又は観光地の活動を支援する団体（主たる活動を被災地区内で行う団体に限る。）
- (3) 商工会議所又は商工会（高岡市内に存するものに限る。）
- (4) 任意団体（主たる活動を被災地区内で行う団体に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける事業を営んでいる者又はこれから営もうとする者若しくは射幸的娯楽業及びそれに付帯するサービス業（パチンコホール、射的場、場外馬場外馬券売場等）を営んでいる者又はこれから営もうとする者が構成員に含まれる団体は、補助対象者となることができない。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助の対象外とする。

- (1) 専ら営利のみを目的とした特売セール、リニューアル記念等のイベント事業
- (2) 市の他の補助金の交付を受けている事業
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業

- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助することが適当でないと認められる事業
- 3 補助対象事業は、補助金の交付決定を受けた日から、当該年度の3月31日までの間に、補助対象者が被災地区において実施するものでなければならない。
- 4 補助対象経費は、補助対象事業を実施する年度の3月31日までに、その支払いが完了するものでなければならない。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ被災地区復興支援賑わい創出事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 定款・規約又はこれに類するもの
- (4) 構成員名簿
- (5) 罹災証明書や写真等、補助対象事業実施地区の商店街等が令和6年能登半島地震により被災したことを証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、被災地区復興支援賑わい創出事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に対して通知するものとする。

(変更申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助対象事業の実施内容又は補助対象経費の額を変更しようとするときは、規則第8条に規定する計画変更（中止・廃止）承認申請書を市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合についてはこの限りでない。

- (1) 補助目的の達成に支障がないと認められる補助対象事業の実施内容の細部を変更するとき。
- (2) 補助対象事業の全体及び各事業において補助対象経費の額が30パーセント未満の変更であるとき。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業の完了後30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、被災地区復興支援賑わい創出事業補助金実績報告書（様式第3号）に次の書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る請求書、領収書
- (4) 事業実施を証する写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて行う現地調査等の結果、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、被災地区復興支援賑わい創出事業補助金確定通知書（様式第4号）により補助金の額を通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず第6条の規定による通知に係る金額の範囲内で、補助事業者の請求に基づき、概算払により補助金を交付することができる。

3 前項の概算払を受けようとする補助事業者は、概算払請求書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、概算払を行った補助金について、前条の規定により確定した補助金の額をもって当該補助金の精算を行い、不足があるときはその請求及び交付については第1項及び次条の規定を準用し、過払いがあるときは速やかにその額を戻入させるものとする。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条第1項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

（関係書類の整備等）

第12条 補助事業者は、補助対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

（決定の取消し等）

第13条 市長は、規則第17条に基づき、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第9条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（報告、検査及び指示）

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行上必要な指示をし、又は第13条の帳簿その他関係書類について検査することができる。

（補助金の流用の禁止）

第16条 補助事業者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

（補足）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者にかかる規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率、補助限度額 |
|------------------------|--|---|
| 被災地区の賑わい創出に資するイベント等の実施 | 被災地区の賑わい創出に資するイベント等の実施に伴う経費 (謝金、会議費、借料、設営費、印刷費、通信・運搬費、備品費、消耗品費、委託・外注費、雑役務費、補助員人件費、その他事業実施上特に必要と認められる経費) | 補助率は補助対象経費の2／3以内とし、補助限度額は50万円とする。1,000円未満の端数が生じた場合はその額を切り捨てる。 |